

新規 太陽光発電設備を設置される事業者又は個人の方

令和8年4月1日より、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに良好な地域環境等を保全するため、周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定しています。

対象：発電出力が合計10キロワット以上の太陽光発電設備（屋根置き除く）

1. 手続きの流れ

(1) 事前協議（事業を計画する前に提出）

【提出書類】

- ・ 事前協議書（様式第1号）
- ・ 事業区域の位置図
- ・ 説明会開催の周知範囲が確認できる書類
- ・ 現況写真

※注意事項 事前協議後、市から意見書（説明会対象範囲追加などの意見）を送付します。

各様式のダウンロード等
市ホームページはこちら



(2) 地域説明会（市からの意見書の受理後に開催）

※注意事項 市からの意見書受理後、周知期間を2週間以上設けて開催してください。
質問等の受付期間は、説明会終了後から2週間以上設けてください。

(3) 事業計画（質問等の受付期間終了後、工事着手の30日前までに提出）

【提出書類】

- ・ 事業計画届出書（様式第2号）
- ・ 事業者の住民票若しくは住民票記載事項証明書、又は戸籍謄本等（法人にあっては、登記事項証明書）の写し
- ・ 事業区域について、所有権その他の使用の権利を有すること又はこれを確実に取得できることを証する書類の写し
- ・ 太陽光発電設備の構造図及び配線図
- ・ 関係法令に係る手続の実施状況を示す書類（任意様式：市HPから様式入手可能）
- ・ 説明会報告書（様式第3号）
- ・ 誓約書（様式第4号）

(4) 設置工事の着手（事業計画書の提出後に工事着手）

※注意事項 工事着手とは、事業区域の地盤改良工事や太陽光発電設備の架台の基礎工事など、事業区域の土地に関する建設工事等を開始する時点をいいます。

(5) 標識の設置（工事着手後、速やかに設置）

(6) 工事完了

(7) 事業の開始（工事完了後、発電事業開始後、速やかに提出）

【提出書類】

- ・ 事業開始届出書（様式第5号）
- ・ 太陽光発電設備設置後の事業区域全景及び標識が設置されている状況が確認できる写真
- ・ 事前協議書（様式第1号）の添付書類で内容に変更があった書類

(8) 変更の届出（次の変更事項等があったとき、速やかに提出）

当初の「事業計画書届出書」又は「事業開始届出書」の内容を変更するとき

【提出書類】 ・ 太陽光発電事業変更届出書（様式第6号）

太陽光発電事業者の地位を承継したとき

【提出書類】 ・ 太陽光発電事業地位承継届出書（様式第8号）

※注意事項 事業譲渡などの重要な変更は、改めて説明会の開催が必要となる場合があります。

(9) 事故等の報告（措置を講じた後、速やかに提出）

事故、災害の発生により太陽光発電設備が破損したとき

【提出書類】 ・ 事故等報告書（様式第7号）

(10) 事業の廃止（太陽光発電設備の稼働停止の30日前までに提出）

【提出書類】 ・ 事業廃止届出書（様式第9号）

(11) 設備の撤去（太陽光発電設備の撤去後、速やかに提出）

【提出書類】 ・ 撤去完了届出書（様式第10号）

【提出方法】持参、郵送、Eメールのいずれかの方法でお願いします。

2. 手続きに関するQ & A

質問	回答
Q：地域説明会のお知らせは、回覧で回せるようお願いできるのか？	A：回覧は自治会の判断となりますが、回覧終了まで日数を要するため、ポスティングなどの周知方法も検討してください。
Q：関係自治会の範囲は、事業区域のどこからの距離を指すのか？	A：周辺自治会や関係者の範囲は、事業区域の境界からの距離を指します。
Q：届出は代理でも良いのか？	A：代理の方でも提出は可能です。
Q：条例に基づく届出をしなかった場合は、どうなるのか？	A：本条例に基づく指導や勧告に従わなかった場合、氏名公表となる場合があります。



《お問い合わせ先》

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地 環境政策課
☎0834-22-8324 E-mail:kankyo@city.shunan.lg.jp